

全乗連発第8号
平成22年4月14日

国土交通省 自動車交通局長
梶野 龍二様

(社)全国乗用自動車連合会
会長 富田昌孝
ケア輸送委員会
委員長 漢 二美

ケア輸送におけるタクシー事業の適正化について

拝啓 春寒の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素より、当業界に対し格別のご厚誼にあずかり、厚くお礼申し上げます。

さて、全タク連ケア輸送委員会では、ケア輸送におけるタクシー事業のあり方等についてアンケートを実施した結果、現行の福祉輸送事業限定の制度を含め様々な意見が寄せられました。これら傘下会員の意見を踏まえ、下記について要望いたしますので、ご検討方を宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1 福祉輸送事業限定事業者のコンプライアンスの推進について

事業報告未提出等を理由とした巡回監査等、一般タクシー事業と同様な基準により監査・指導を実施されたい。

2 福祉輸送事業限定の仕組みについて

平成16年に拡大された同制度の検証のため、福祉輸送事業限定事業者の実態調査を行われたい。

また、限定されている対象者の範囲を超えた輸送行為が誘発されやすい状況等に鑑み、同制度の事業用自動車の種類からセダンを除外されたい。

3 介護事業者のコンプライアンスの推進について

旅客自動車運送事業を行う訪問介護事業所であって、法令を遵守しない事業者に対しては、すでに平成20年6月19日付で要望書を提出しているところであるが、早急に厚生労働省担当部局との具体的な連携強化を進められたい。

特に、昨年10月に施行された運行管理者の選任義務についても、重ねて注意喚起を行われたい。